



平成 21 年 1 月 16 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 松浦 徹
(JASDAQ コード番号: 4700)
問い合わせ先 取締役 管理本部 本部長
山田 欣吾
電話番号 (06) 6208-1600 (代表)

弊社元代表取締役社長の保有資産に対する仮差押決定と弊社元代表取締役社長らに対する訴訟提起に
関するお知らせ

弊社は、弊社において過年度にわたり行われてきた不適切な会計処理に係る元代表取締役社長村上
次男氏(以下「村上氏」といいます。)に対する損害賠償請求権を保全するべく、村上氏が保有する弊
社株式及び不動産に対する仮差押命令の申立て(以下あわせて「本件仮差押命令の申立て」といいま
す。)を行い、いずれについても仮差押決定を得ました。

また、本日、村上氏及び村上氏とともに不適切な会計処理に主導した当時の元財務担当取締役北博之
氏(以下「北氏」といいます。)に対して損害賠償請求訴訟(以下「本案訴訟」といいます。)を提起
いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、本件仮差押命令の申立て及び本案訴
訟の提起にあたっては、いずれも、弊社ガバナンス評価委員会の承認を得ております。

記

1. 仮差押決定について

- (1) 仮差押命令申立てを行った裁判所及び年月日
大阪地方裁判所 平成 21 年 1 月 8 日(木)
- (2) 仮差押えを申し立てた相手方(債務者)
村上 次男(弊社元代表取締役社長)
- (3) 仮差押決定の内容
 - 村上氏の保有する担保差入れを受けたものを除く全ての弊社株式に対する仮差押え
 - 村上氏の自宅不動産(土地建物)に対する仮差押え

(4) 仮差押決定が出された年月日
大阪地方裁判所 平成 21 年 1 月 13 日

(5) 被保全権利
弊社の過年度にわたる不適切な会計処理に関し、不正送金（特別背任）を行った事実（注）及び平成 17 年 3 月期に虚偽の有価証券報告書を提出した事実に基づき、弊社が村上氏に対して有することとなった損害賠償請求権。

(注)不正送金（特別背任）を行った事実の内容は、村上氏が、その他の関与者とともに、弊社取締役として忠実にその業務を遂行すべき任務に背き、平成 14 年から平成 19 年まで数年にわたり、弊社と取引のあった協力会社を經由し、村上氏が実質的な支配権をもつ韓国の企業に対し、外注費の名目で弊社から金員を支出することにより、弊社に損害を与えたというものです。

2. 本案訴訟について

(1) 本案訴訟を提起した裁判所及び年月日
大阪地方裁判所 平成 21 年 1 月 16 日

(2) 本案訴訟の相手
村上 次男（弊社元代表取締役社長）
北 博之（弊社元財務担当取締役・前代表取締役社長）

(3) 本案訴訟における請求の内容（いずれも村上氏及び北氏の弊社に対する連帯債務としての請求）
損害賠償請求として、金 9 億 1347 万 5082 円の支払い。
上記損害賠償請求金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合の金員の支払い。

3. 本件仮差押命令の申立て及び本案訴訟提起に至った経緯

弊社は、過年度にわたる不適切な会計処理に関しまして、社内調査委員会の社内調査報告書（平成 20 年 6 月 20 日付「社内調査委員会の最終報告について」17 頁）にもありますとおり、弊社が被った損害につき、主導的な関与者である村上氏に対する損害賠償請求を行うべきものと考え、準備を進めてまいりました。

もっとも、村上氏に対する刑事事件の公判が係属中であること、村上氏の保有する弊社株式について適切な第三者への売却を円滑に進める必要があること等の事情から、村上氏に対する損害賠償請求訴訟の提訴時期等については、外部調査委員会より受領した最終答申にもありましたとおり

(平成20年9月25日付「外部調査委員会の最終答申受領のお知らせ」4頁) 弊社ガバナンス評価委員会に諮問し、その判断内容を最大限に尊重しながら、慎重に検討してまいりました。

しかるところ、今般、不適切な会計処理に関し、平成20年11月28日に弊社に対する刑事判決(罰金500万円)が言い渡されて確定したこと、同年12月26日に株式会社ジャスダック証券取引所において弊社株式を平成21年1月27日(火)をもって上場廃止とすることが決定されたことから、弊社は、早急に上記損害賠償請求訴訟を提起すべきであると判断いたしました。

そこで、弊社は、ガバナンス評価委員会のご承認をいただいた上で、損害賠償請求権を保全するための上記1.の本件仮差押命令の申立てを行うとともに、平成21年1月15日付けで大阪地方裁判所より得た村上氏に対する株式及び不動産の仮差押決定の効力が発生したことを確認した上で、村上氏のみならず、同じく不適切な会計処理を主導した北氏をも被告に加えて、上記2.の本案訴訟を提起いたしました。

4. 今後の見通し

本案訴訟の経過については、適宜、進捗状況に応じて必要な情報をお知らせいたします。

弊社としては、今後、本案訴訟において、村上氏及び北氏への責任追及を厳正に実施し、弊社に生じた損害の回復を図るとともに、今般発生した不適切な会計処理の根源的な原因である弊社の企業風土を完全に払拭するよう、一層の努力をしてまいります所存でございます。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上